

明石市中小企業融資制度一覧

2025(令和7)年4月1日現在

制度名 融資条件	中小企業振興資金		特別小規模 企業資金	中小企業短期 事業資金	創業支援資金
	小規模企業者資金				
融資対象者 (※本パンフレット表紙記載要件も併せてご確認ください)	中小企業者	①小規模企業者		中小企業者	①新規に創業しようとする者、または創業後1年未満の方。 ②事業の開始が確実に見込まれる方。 ③許認可が必要な事業では、当該許認可を受けることが確実に見込まれる方。 ④2年以上の事業継続が確実に見込まれる方。
		②申込時に保証協会の保証残高がない。 ③最近1年間に納期の到来した当該事業に係る市民税所得割(法人の場合は法人税割)の課税があり、完納している。	②本融資の申込額を含め、保証協会の保証残高が1,250万円以下であること。 ※全国統一の保証制度である「小口零細企業保証」による。		
NPO法人利用の可否	○	×	×	○	×
資金用途	運転資金・設備資金			運転資金	運転資金・設備資金
融資限度額	3,000万円以内 (但し、運転資金は2,000万円以内)	1,000万円以内	500万円以内	1,000万円以内	1,000万円以内
融資利率 (年)	1.4%	1.3%	1.1%	1.4%	0.5%(*0.4%) ※融資申込時に、個人事業主の場合は当該個人が満40歳未満、または法人の場合はその代表者の年齢が満40歳未満の場合0.4%
融資期間	7年以内(但し、500万円以下は5年以内) (据置期間1年以内)		5年以内 (据置期間1年以内)	1年以内	7年以内 (据置期間1年以内)
返済方法	原則として分割払い				
担保	必要に応じて徴する	不要	必要に応じて徴する		
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要 ※要件については、保証協会の定めるところによる				
保証協会	保証協会の保証が必要				
保証料	信用保証料は兵庫県信用保証協会が定める保証料率により算定されます。詳しくは、兵庫県信用保証協会にお問い合わせください。			兵庫県信用保証協会加古川支所 TEL:(079)424-1105	
保証料補助	無				
その他の留意点	融資制度の重複・併用は以下の場合のみ可能です。 ○振興資金(小規模企業者資金を除く)・短期資金に申込みの場合=申込時の市融資制度借入残高が当初借入額の1/3以下になっており、その融資残高の一括返済をする場合 ○特別小規模企業資金に申込みの場合=申込時の保証協会の保証付き融資の残高が、申請額を含め1,250万円以下である場合 ○創業支援資金に申込みの場合=申込時の保証協会の保証付き融資残高が、申請額を含め1,000万円以下である場合				